

## 認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク

### 第 30 回シンポジウム

#### 「児童虐待防止法施行 20 年を迎えて ～子どもの権利を守る虐待防止施策を考える」

この度のシンポジウムでは、虐待防止法施行 20 周年ということで、虐待防止制度がどのような道のりを辿って、現在の制度、体制になってきたのかを振り返ることとした。この 20 年で、児童虐待防止の法制度、すなわち児童福祉法、児童虐待防止法、民法等が改正され、その体制も拡充されてきた。また、児童虐待防止に関する社会的認識も広がっている。しかし児童相談所による児童虐待の対応件数は年々増加しており、重大な児童虐待死事件は未だ頻発している。現在の虐待防止法制度が有効に機能しているのか、もしそうでないとなれば、どこが問題なのか、どうしたらいいのかということ、本シンポジウムではシンポジストと共に考えた。

基調講演では明治学院大学名誉教授の松原康雄氏（弊団体理事）に「子どもの最善の利益を守る児童虐待防止法の役割と課題」として、児童虐待防止法が成立する以前からの状況、そして児童虐待防止法が形成されたことの意義をお話しいただいた。子どもや家族を排除しない地域づくりの重要性についても語られた。

また、6 名のシンポジストからそれぞれ報告がなされた。作家の椎名篤子氏（弊団体理事）には「子どもの虐待死をめぐって」、たちかわ市民法律事務所の掛川亜季氏（弊団体監事）には「児童虐待対応における司法の役割」、明星大学の川松亮氏（弊団体理事）には児童相談所の立場から「激変した児童相談所の光景と新たな虐待対応体制への模索」、特別区職員研修所の坂入健二氏からは市区町村の立場から「子どもを守り家庭を支える取り組み これまで、そしてこれから」、施設の立場からは、愛恵会乳児院の黒田邦夫氏（弊団体理事）が「一時保護された子どもの多くは在宅に～乳児院・児童養護施設の新たな展開」、育児情報誌 miku 元編集長の高祖常子氏（弊団体理事）には子育て支援の視点で「虐待予防としての子育て支援の場とこれから」として、それぞれの立場からの報告をいただいた。

質疑応答では、視聴者からの質問を受け付け、シンポジストそれぞれから回答した。

本シンポジウムでは、それぞれのシンポジストから虐待の「予防」の重要性について発言があった。また、児童相談所と市区町村の役割や業務内容の違いに関して、課題と展望も見られた。親と子が、地域で安心して暮らしていくことができるように、虐待予防に関して、地域の人たちができること、地域との連携についても考える機会となった。今後のネットワークの活動、取り組みに活かしていくこととする。

主催：特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク

日時：2021 年 2 月 14 日（日）13：00 ～16：00

開催方法：オンライン（Zoom ウェビナー）

参加者：385 名